

西予市公共建築物木材利用促進連絡会議設置要綱

平成 24 年 3 月 21 日

西予市訓令第 3 号

(設置)

第 1 条 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の推進に関する法律(平成 22 年法律第 36 号)第 12 条第 1 項の規定に基づき策定した西予市の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針(以下「市方針」という。)を効果的に推進するため、西予市公共建築物木材利用促進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市方針の策定及び変更に関すること。
- (2) 市方針に基づく措置の実施状況に関すること。
- (3) 市方針の推進に係る連絡及び調整に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、公共建築物木材利用促進に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡会議は、議長及び委員をもって組織する。

2 委員は、市長が任命した別表に掲げる職員をもって充てる。

(議長)

第 4 条 会議に議長を置き、副市長をもって充てる。

2 議長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

(会議)

第 5 条 連絡会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 議長は、必要に応じ有識者及び関係部局の職員を連絡会議に出席させることができるものとする。

(庶務)

第 6 条 連絡会議の庶務は、産業部林業課において処理する。

(委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が連絡会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則([平成 26 年西予市訓令第 23 号](#))

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則([平成 29 年西予市訓令第 4 号](#))

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則([平成 30 年西予市訓令第 20 号](#))

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則([平成 30 年西予市訓令第 26 号](#))

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則([令和 5 年西予市訓令第 4 号](#))

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年西予市訓令第 19 号)

この告示は、令和 5 年 9 月 6 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

副市長(議長)
総務部総務課長
総務部財政課長
政策企画部政策推進課長
政策企画部まちづくり推進課長
生活福祉部環境衛生課長
生活福祉部健康づくり推進課長
福祉事務所福祉課長
福祉事務所長寿介護課長
福祉事務所子育て支援課長
産業部経済振興課長
産業部農業水産課長
産業部林業課長
建設部建設課長
建設部上下水道課長
教育部まなび推進課長
教育部教育総務課長
医療介護部西予市民病院事務局長
医療介護部野村病院事務局長
医療介護部つくし苑事務局長
消防本部消防総務課長